

令和6年分 年末調整のお知らせ



10月29日（火）

までに

年末調整の書類を配布します！
記入の上、提出をお願いします！

注目 

今年の年末調整は定額減税の精算あり！

え?!

＼6月以降にご家族が増えた方は／

どうのこと?



家族情報をしっかり申告
すれば減税を受けれます！



提出締切 11月12日（火）17時

連絡事項等（保険証明書等が遅延する場合は、申告書の証明欄に後日提出と簡易記入し、申告書は〆日までに提出願います）

詳細は
裏面！



●定額減税ってなんだっけ？

物価高による一刻も早い国民の負担軽減のため
6月時点の家族情報に基づいて給与から減税！

本人／配偶者・扶養親族

減税額：1人あたり

所得税から**3万円**

佐藤さん一家の具体例

6月
時点



家族構成：本人・専業主婦の配偶者・子供1人

⇒3名分が減税となるため、9万円を給与から減税済



12月
時点



6月以降に税扶養家族増！



⇒減税対象が一人増えて追加で3万円の減税を受けれます



6月以降にご家族が増えた方は／

今年の年末調整で減税を受けれます！

年末調整の際に12月31日時点の扶養家族の情報
に基づいて定額減税の最終精算をします！

その際に6月以降の扶養親族の増減を加味して
調整をするので、毎年^の年末調整と同じように
家族情報さえしっかり申告していただくことで、
定額減税の精算がされるのでご安心ください♪



Q. これから年内に扶養家族が増えるかもしれない場合はどうなるの？

定額減税は12月31日時点の配偶者・扶養親族の情報に基づいて実施します。
正しく減税処理を行うために、12月31日までに配偶者・扶養親族の増減が見込まれる場合は、
12月31日時点の情報で申告書を提出してください。

※年末年始にお子様が生れる予定があるなど、12月31日時点の扶養状況が現時点でまだ
わからない場合には、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

Q. 年末調整で減税しきれなかったらどうなるの？

市区町村から皆さんに直接給付されます。給付の方法、時期等の詳細については
お住いの各市区町村のホームページ等をご確認ください。

Q. 年金と給与の両方から減税されてるんですけど、2重減税でお得ってこと？

確定申告時に2重で減税された分が徴収されます。
公的年金を受給しながら給与収入もある場合、年金と給与の両方から一時的に減税がされます
が、最終的には確定申告で徴収されるため、減税の2重取りにはならないようになっています。

お問い合わせ先

担当：総務部 室野

メールアドレス：m.murono@asono.jp